

特定の農事組合法人に係る法人事業税の課税標準の算定方法等について

特定の農事組合法人が行う農業については、地方税法第72条の4第3項の規定により事業税が非課税とされていますが、岩手県では、その具体的な取扱いについて下記のとおり定め平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から適用しています。

つきましては、下記により申告するようお願いいたします。

記

1 非課税制度の内容

(1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農事組合法人の行う農業が非課税となるかどうかの具体的な判定は、別紙「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。

なお、判定の結果農業が非課税となる農事組合法人にあつては、事業税申告書を提出する際に下記2の書類を併せて提出してください。所得が欠損となる場合でも提出する必要があります。

(2) 非課税となる農業の範囲について

① 日本標準産業分類の〔大分類A－農業，林業〕の〔中分類01－農業〕の〔011－耕種農業〕

② ①の耕種農業に附随すると認められる事業のうち、次の要件のすべてを満たしているもの

ア 当該事業の専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること。

イ 当該事業に係る収入金額が、①の耕種農業に係る収入金額の2分の1を超えないこと。

なお、その判定は、「農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算」(様式第7号・上段)によって行ってください。

(3) 事業税の課税標準となる所得金額の算定方法について

① 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算した金額

② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によって按分して計算した金額。

なお、②の計算は、「農事組合法人の所得金額計算書」(様式第7号・下段)によって行ってください。

2 事業税申告書の添付書類(農業に係る事業税が非課税の場合のみ添付。非課税に該当しない場合は添付不要。)

(1) 非課税要件適格申告書(様式第6号)

(2) 区分計算に用いた計算書等(課税事業と非課税事業を区分計算している場合に限る。)

(3) 農事組合法人の農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び・所得金額計算書(様式第7号)

(4) 農地所有適格法人報告書の写し

(5) 法人税申告書別表4の写し

(6) 貸借対照表、損益計算書(雑収入明細書、特別損益明細書を含む)

(7) 事業年度末現在の定款の写し(前回提出時より変更がない場合は省略可)

(8) 事業年度末現在の組員名簿(農民か否かの別及び出資口数、並びに農業及び農作業への従事日数が確認できるもの)

(9) その他事業税の課税標準となる所得の計算等に必要な書類